

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

設楽町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

愛知県北設楽郡設楽町

3 地域再生計画の区域

愛知県北設楽郡設楽町の全域

4 地域再生計画の目標

少子高齢化の進展に伴い、設楽町の人口は昭和 35 年（1960 年）の 14,975 人をピークに減り続け、令和 2 年（2021 年）10 月 1 日時点の人口は、4,437 人となり、昭和 35 年人口の約 30% に減少している（出展：国勢調査）。

設楽町人口ビジョンの推計によると、2060 年には本町の人口は、1,500 人を下回ることが見込まれている。

本町の人口変化を 3 区分年齢毎の人口推移でみると、年少人口（0～14 歳）は平成 17 年 645 人、平成 22 年 513 人、平成 27 年 398 人、令和 2 年 328 人、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 17 年 3,078 人、平成 22 年 2,749 人、平成 27 年 2,270 人、令和 2 年 1,828 人と年々減少し、老人人口（65 歳以上）は平成 7 年 2,429 人、平成 12 年 2,553 人、平成 17 年 2,583 人と増加し、その後平成 22 年 2,507 人、平成 27 年 2,401 人、令和 2 年 2,263 人と年々減少している。年少人口の割合は平成 17 年 10.22%、平成 22 年 8.89%、平成 27 年 7.84%、令和 2 年 7.39%、生産年齢人口の割合は平成 17 年 48.81%、平成 22 年 47.65%、平成 27 年 44.73%、令和 2 年 41.20% と年々減少しているが、老人人口の割合（高齢化率）については平成 17 年 40.96%、平成 22 年 43.46%、平成 27 年 47.32%、令和 2 年 51.00% と増加傾向にある。

自然動態（出生、死亡）は、昭和 40 年代から年間 100 人前後で大きな変動はないが、出生数は昭和 40 年代に 150 人前後だったものが徐々に減少し、昭和 60 年代には 70 人前後となり、近年では 15 人前後となっている。令和 2 年には出生数 10 人、死亡数 115 人で 105 人の自然減となっている。

合計特殊出生率については、昭和 58 年（1983 年）から平成 19 年（2007 年）の期間にかけて減少を続け 1.6 程度であったが、平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）では 1.76 となった。ただ、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年（2017 年）では再び減少し、1.07 となった。なお、平成 30 年（2018 年）においては、0.93 となっている。

社会動態（転入、転出）は、転入数は昭和40年に359人だったものが令和2年には105人となっている。転出数は昭和45年に277人だったものが令和2年に117人となっている。令和2年において12人の社会減となっており、依然として転出超過にある。

このように、人口減少の要因は、自然減と社会減の同時進行によるものであるが、とりわけ、若年層を中心として大学等への進学、卒業後の就職による町外への人口流出によるものである。

こうした状況が続くと労働力人口の減少や消費の縮小など地域産業への影響や、地域コミュニティの担い手不足、住民生活の利便性及びまちの魅力の低下、行政サービスの低下というような課題が生じる。

こうした課題を解決するためには、根幹に位置する人口減少問題に正面から取り組む必要がある。そこで、移住者の確保や今住んでいる方への定住対策を行うことにより、人口の減少を緩やかに留めるために、町の将来を見据えた次の事項を本計画の基本目標とする。

- 基本目標1 設楽町で継続した暮らしを実現する
- 基本目標2 設楽町で働きたい方の希望を実現する
- 基本目標3 設楽町で暮らしたい方の希望を実現する
- 基本目標4 設楽町での子育て希望を実現する
- 基本目標5 設楽町に訪れた方の満足を実現する

【数値目標】

5－2 の①に 掲げる 事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与す る地方版総合 戦略の基本目 標
ア	小規模多機能自治組織の形成	0地区	1地区	基本目標1
	基幹バス路線の維持	4路線	4路線	
	町内公共交通の利用者の維持	48,849人	48,849人以上	
イ	新規就農者数	2人/年	4人/年	基本目標2
	新規林業従事者数	0人/年	1人/年	
	新規起業者数	3人/年	5人/年	
ウ	移住施策のPR	15,100アクセス/年	25,000アクセス/年	基本目標3
	住まいの確保（分譲地）	1区画	5区画/年	
	空家バンク契約成立件数	5件/年	5件/年	

エ	出会いイベントカップル成立件数	7件/年	7件/年	基本目標4
	合計特殊出生率	0.93/単年	1.8/単年	
	待機児童数	0件/年	0件/年	
	海外派遣で英語力の向上に自信を持てた中学生の割合	—	50%	
	県立田口高等学校の生徒数の維持	94名	120名	
オ	町外への販売商品の拡大	15件/年	25件/年	基本目標5
	奥三河ふるさとガイドの活用	件数70件/年	件数150件/年	
	設楽町観光協会の収益向上	5,000千円/年	10,000千円/年	
	設楽町観光協会HPへのアクセス数	83,837アクセス/年	170,000アクセス/年	
	バーグ及びツアーホームの売上向上	3,445千円/年	11,400千円/年	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

- 設楽町まち・ひと・しごと創生事業
- ア 設楽町で継続した暮らしを実現する事業
 - イ 設楽町で働きたい方の希望を実現する事業
 - ウ 設楽町で暮らしたい方の希望を実現する事業
 - エ 設楽町での子育て希望を実現する事業
 - オ 設楽町に訪れた方の満足を実現する事業

② 事業内容

ア 設楽町で継続した暮らしを実現する事業

地域の魅力づくりに向けて、様々な地域課題の解決や地域活動の活性化を図るため、地域づくり団体と連携し、地域住民全員が参画できる新たな住民組織づくりに取り組む。

また、町民が安心してこの地域で引き続き生活ができよう、通学、通院、買い物など日常的な移動手段や生活支援として、バス路線を含む交通体制を維持・整備し、利便性の向上を目指す。

【具体的な事業】

- ・小規模多機能自治の立上げ支援（全住民アンケートの実施検討）
- ・基幹バスの路線数の維持 等

イ 設楽町で働きたい方の希望を実現する事業

高齢化、後継者不足により農林業を始めとする地場産業の衰退が顕著である。遊休農地や伐採期を迎えた森林の有効活用できる仕組みを構築するなど、新たな雇用の場を創出する。

また、町内で起業できる体制を整備し、地域課題の解決につながるソーシャルビジネスの起業を促進する。事業の立ち上げに必要な情報提供や経営支援を行い、地域に根差したビジネスモデルとして確立し、持続可能な地域の発展とこの地域で働きたい希望に応える。

【具体的な事業】

- ・新規就農林相談会の開催
- ・起業チャレンジ補助金による起業支援
- ・スマートビジネス研究会の運営支援 等

ウ 設楽町で暮らしたい方の希望を実現する事業

地域の魅力を外部に発信し、移住希望者の心を掴むとともに、居住環境の整備を進める。また、地域と連携を図りながら空地・空家の確保、さらにはと地域生活の不安解消の体制づくりの構築及び滞在型の交流拠点整備を支援する。

【具体的な事業】

- ・移住関連のWEBサイト構築
- ・空家・空地バンク制度の運用及び改修等への助成 等

エ 設楽町での子育て希望を実現する事業

少子化の原因である未婚化、晩婚化を防ぐため、婚活イベントへの助成や出会いに繋がる施策を創出する。

子育て世代の移住定住を促進するため、子育てしやすい環境を整え、安心して出産・育児できるよう支援する。

また、子どもの教育においては、社会情勢の変化による多様なニーズに対応するとともに、子どもたちの夢を実現できるよう支援策を検討する。

地域にとって必要不可欠な存在である郡内唯一の高校、県立田口高等学校の魅力化に努める。

【具体的な事業】

- ・婚活イベントへの支援
- ・不妊治療費助成、特定不妊治療費助成
- ・放課後子ども教室実施
- ・県立田口高校魅力化事業 等

オ 設楽町に訪れた方の満足を実現する事業

既存の観光資源の活用と、設楽ダム完成後の観光を見据え、生産意欲の喚起、さらには町内物産の持続と強化に繋がるような支援と仕組みづくりを進める。

町内各地に点在する観光スポットを繋ぎ、魅力ある観光のまちづくりを目指すとともに、稼ぎに繋がる観光への仕組みづくりと組織体制の強化を図る。

【具体的な事業】

- ・物産振興補助金の創設
- ・道の駅したらの運営
- ・新たなツアー企画（設楽ダムインフラツーリズム） 等

※なお、詳細は設楽町第2期総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要行政評価指標（ＫＰＩ））

4の数値目標に同じ

④ 寄附の金額の目安

300,000千円（令和3年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

例年行う1月の自己評価及び2月の外部評価による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。また、検証結果は速やかに町ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年（令和7年）3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年（令和7年）3月31日まで